

事業事前評価表

国際協力機構 地球環境部森林・自然環境保全第二課

1. 案件名

国名: イラン国

案件名: 和名 イラン国アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズ II

英名 Anzali Wetland Ecological Management Project Phase II

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるアンザリ湿原地域の現状と課題

イラン北部カスピ海沿岸のギラン州(人口約 240 万人、2011 年時点)に位置するアンザリ湿原(約 193k m²)は、貴重な渡り鳥の飛来地として国際的に知られており、1975 年にはラムサール条約登録湿地として認定された。しかし、人為的影響により環境悪化が進行したため、イランの要請を受けて JICA は、開発調査型技術協力「アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」(2003-2005)を実施し、湿原保全のための総合的なマスタープラン(以下、「M/P」)を作成した。M/P では、①湿原生態管理計画、②環境教育計画、③組織制度計画、④流域管理計画、⑤下水排水管理計画、⑥廃棄物管理計画の 6 つのサブプランが提言された。引き続き、JICA は、技術協力プロジェクト「アンザリ湿原環境管理プロジェクト」(2007-2012) (以下、「フェーズ I」)を実施し、M/P の提言のうち、主に①～③に該当する活動を実施し、アンザリ湿原管理委員会¹(以下、「AWMC」)の設立、水質モニタリング手法の確立、ゾーニング計画の策定、環境教育・エコツーリズムに係るアクションプラン作成を行った。

しかしながら、浸出水、土砂流出、下水排水対策等、湿原環境の改善に必要な課題は未だ多く、数多くの実施機関²の連携が必要な湿原保全のためには体制も対策もまだ不十分であったため、湿原の環境悪化は進行した。そのため本事業では M/P で提言された流域管理、下水・排水管理、廃棄物管理にも対処すべく、フェーズ I の成果の強化も含めた総合湿原管理を確立するために本事業を実施する。

(2) 当該国におけるアンザリ湿原地域の開発政策と本事業の位置づけ

イランは、第 5 次イラン開発 5 か年計画(2010-2015)において、生態系管理と生物多様性保全の必要性に言及している。さらに 2013 年 6 月のロウハニ大統領就任後は、湖沼の環境の保全の重要性について繰り返し訴えており、2013 年 9 月の国連総会における日伊首脳会談及び外相会談において環境分野への協力強化の重要性について言及があり、2013 年 11 月の日伊外相会談において湿地保全

¹ アンザリ湿原内における様々な活動は異なる多くの関係機関が存在するが、全ての利害関係者に便益をもたらし、その結果として総合的な管理アプローチをもたらすための調整機関としてフェーズ I 活動中に設立。2011 年 10 月 29 日にアンザリ湿原管理委員会に関するギラン州の州法が承認された。なお、メンバーについては、議長はギラン州知事、関係機関の代表者等で構成されている。

² 湿原生態管理: 環境庁(DOE)、農業開発推進省(MOJA)等

流域管理: MOJA、森林牧草地流域管理機構(FRWO)、州自然資源局(NRWGO)等

下水・排水管理: DOE、エネルギー省(MOE)、ギラン州上下水道公社(GWWC)、地方上下水道公社(RWWC)等

廃棄物管理: 内務省(MOE)、地方自治体等

環境教育: 教育省、地元 NGO 等

エコツーリズム: ギラン州文化・遺産・手工芸・観光局(GCHHTO)等

その他: 港湾海洋事務所(PMO)等

の協力についての共同声明が出された。2013年11月の日伊外相会談において共同声明が発表され、湖や湿地保全の保全といった環境分野の協力について記された。

(3) イランにおける環境セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対イラン国援助重点分野は5分野あり、本プロジェクトは「環境保全」の「自然環境保全」プログラムに位置づけられる。JICA は自然環境保全分野において、「アンザリ湿原生態系保全総合管理計画」(2003～2005年)、「アンザリ湿原環境管理プロジェクト」(2007～20012年)、「チャハールマハール・バフティヤール州参加型森林・草地保全プロジェクト」(2010年～実施中)の協力実績を有する。

(4) 他の援助機関の対応

イランに対する ODA は、133.43mil\$であり、二国間援助ではドイツ、日本、フランスの順に多く、多国間援助は、Global Fund、UNICEF、Global Environment Facility(以下、「GEF」)の順に多い。イランに対する経済制裁により、各援助機関の対イラン援助方針は明確ではないが、環境分野の支援については、ドイツが温室効果ガス対策を中心とした技術協力を行っている他、UNDP が GEF の資金を活用して湿原保全及び気候変動などのプロジェクトを実施している。世界銀行は、北部4都市の上下水道施設整備やマザンダラン州における流域管理プロジェクトに融資している。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、イラン国ギラン州において AWMC の機能強化、合同パイロット事業³の実施により、アンザリ湿原の総合的管理の確立を図り、もってアンザリ湿原管理委員会(AWMC)のもと、アンザリ湿原の総合的管理システムが、イランおよびカスピ海周辺諸国における保護モデルとして認知されることを目的とする。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

イラン国ギラン州(面積:14,042 km²、人口:240万人)(2011年)

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

- 1) 直接受益者: アンザリ湿原流域の管理に携わるギラン州政府・各省庁・各機関の職員
- 2) 最終受益者: アンザリ湿原流域で生活する住民及び他地域の環境保全に携わる職員

(4) 事業スケジュール(協力期間): 2014年4月～2019年3月を予定(計60ヶ月)

(5) 総事業費(日本側): 10億円

(6) 相手国側実施機関:

³ 本プロジェクトの成果2にあたる活動。関係機関の湿原管理計画であるアクションプランを策定し、そのアクションプランの中から日本側、イラン側と共同(コスト負担等)で実施する合同パイロット事業を選定し、実施する。

- 1) 環境庁本省自然環境局(DOE Tehran):プロジェクト責任機関
- 2) 環境庁ギラン州事務所(DOE Gilan):プロジェクト実施監理機関

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

ア 専門家派遣:

総括/総合湿原管理、環境工学 1(湿原保全/モニタリング)、流域管理 1(流域・森林保全)、流域管理 2(河川・砂防)、固形廃棄物管理、汚水管理、エコツーリズム、環境教育、業務調整/環境工学 2、総計 200M/M

イ 研修員受入:

湿原保全、エコツーリズム、環境教育、廃棄物管理、下水排水管理、流域管理等

ウ 機材供与:車両、オフィス機器、合同パイロット事業用機材、等

2) イラン国側

ア カウンターパートの配置:環境庁本省及びギラン州事務所、ギラン州政府⁴、湿原流域管理に係る関係省庁・機関⁵

イ 事務所の提供及び必要事務機器の維持管理費、光熱費、通信費

ウ 現地活動費

エ 合同パイロット事業用経費

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

ア カテゴリ分類(A,B,Cを記載) カテゴリ C

イ カテゴリ分類の根拠

本案件で実施する合同パイロット事業は、大規模な自然及び社会環境の改変を伴う内容ではなく、環境に対する負の影響はほとんど生じない。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

ア イラン国アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査(2003年～2005年)

① 湿原生態管理計画、②環境教育計画、③組織制度計画、④流域管理計画、⑤下水排水管理計画、⑥廃棄物管理計

② 画の6つのサブプランが提言された。

イ イラン国アンザリ湿原環境管理プロジェクト(2007年～2012年)

主に上述案件のM/Pのサブプラン①～③に該当する活動を実施し、AWMCの設立、水質モニタリン

⁴ AMWC の議長

⁵ 湿原管理を取り巻く分野ごとに AWMC の州法で既定されているサブコミッティー(以下、「SC」)をプロジェクト開始後、設置し、技術的な討論を行う予定。SCについては、設立については州法で記載されているものの、その数や分野については既定されておらず、プロジェクト実施中に AWMC を通して SC を構成する機関を決定する予定。

グ手法の確立、ゾーニング計画の策定、環境教育・エコツーリズムに係るアクションプラン作成を行った。

2) 他ドナー等の援助活動

ア UNDP

イラン国内 11 湿地(アンザリ湿原は対象外)を対象に湿原管理委員会の設立及び機能強化を通じた湿原管理のプロジェクトを実施中。本プロジェクトのアプローチと類似しており、共同ワークショップを開催するなど、知見・経験の共有を図る等の連携が想定される。

イ 世界銀行

ギラン州の都市部における上下水道施設整備を実施していたが、現在融資を停止している。他方、イラン側予算で上下水道施設整備は継続しており、ラシュト市、アンザリ市は 2014 年に完工予定。本案件で予定している、アンザリ湿原保全の M/P 見直し(アクションプランの作成)にあたっては、世界銀行の事業を考慮しながら進める必要がある。

(10) その他

本案件は、対象サイトであるアンザリ湿原の AWMC の機能強化により、湿原の保全・生態系維持のための総合的な管理システムの構築を図るもので、湿原の気候変動に対する脆弱性の軽減に繋がるため、気候変動的対策に位置づけられる。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) スーパーゴール:

アンザリ湿原が、きれいな水流、魅力的な風景と豊かな生態系を維持するとともに、地域住民が自然遺産として、その資源を適切に利用し、関係機関との協力を強化する。

指標: アンザリ湿原が、ラムサール条約のモントルーレコードから除外される。

2) 上位目標:

AWMC のもと、アンザリ湿原の総合的な管理システムが、イラン及び他の地域における保護モデルとして認知される。

指標: ・AWMC で策定したアクションプランのうち、最低 2 つの事業を各 SC 毎に実施する。

・ラムサール事務局／地域事務所によって、アンザリの経験がグッドプラクティスとして、他地域／他国に紹介される。

3) プロジェクト目標:

アンザリ湿原保全活動に関わる全ての関係機関の効果的な関与により、アンザリ湿原の総合的な管理が確立する。

指標: ・AWMC が法律に基づき実施される。

・共同パイロット事業が最低 3 件実施される。

・アンザリ湿原のロードマップが示される。

・ラムサール事務局／地域事務所によって、アンザリの経験がグッドプラクティスとして、他地域／他国に紹介される。

4) 成果

成果1: AWMC の機能(AWMC の定期的な開催、技術小委員会(SC)の設立、アクションプランの策定等)が強化される。

成果2: 共同で実施するパイロット事業が特定され、実施される。

成果3: 得られた知見と経験が、国内及び国外に共有される。

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1) 前提条件

①イラン側が、パイロットプロジェクトの実施が JICA の調達規程に基づいて、計画・実施されることを受け入れる。

(2) 外部条件

- ①政府の開発計画から環境保全に関する政策が除外されない。
- ②深刻な自然災害により、湿原保全活動に寄与する施設に被害が出るなど、湿原保全活動に影響を及ぼさない。
- ③ギラン州政府の高官の交代や省庁再編等により、AWMC や SC を構成する関係機関の体制や計画に大幅な変更が起きない。

6. 評価結果

本事業は、イラン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

フェーズ I でギラン州知事を AWMC の議長にすることにより、湿原保全を取り巻く多様な関係者の参加促進及び国レベルの環境保全分野への関与の向上に寄与した。

フェーズ I でラムサール条約の COP11 での成果発表、イラン国内でのワークショップの実施等を行ったことで、プロジェクト活動の自立発展性の確保に有効に働いた。

(2) 本事業への教訓

本案件においては、政府高官の巻き込みが円滑に行われるように中央省庁レベルの委員会を設置し、積極的な関与を促すこととする。

プロジェクトサイトに勤務地が近い環境庁ギラン州事務所長をプロジェクト・マネジャーに充て、迅速

な意思決定や円滑な事業実施を図ることとする。

成果 3 でイラン国内外への成果・経験発信を行うことで、自立発展性の確保と地域内・間協力を活動内容に組み込んだ。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始12ヶ月以内	ベースライン調査
事業終了3年後	事後評価

以上